

# 松伏町物品売買契約約款

(平成23年4月1日改訂版)

## 松伏町物品売買契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、物品売買契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の設計図書（仕様書、図面、設計書）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(納入の通知)

第2条 受注者は、物品を納品したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第3条 発注者は、物品の納入を受けたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

2 検査の結果不良品又は仕様書等に記載された仕様と異なる場合は、受注者は、当該物品を直ちに引き取り、発注者の指定する日までに良品又は仕様書等に記載された同等品を納入するものとし、この場合も前条及び前項の規定を準用する。

3 検査に合格したときは、発注者は物品を受領し、受領書を受注者に交付するものとする。

4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損したときの損失は、受注者の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

(担保責任)

第5条 物品納入後、発注者において損傷等を見つけたときは、その損傷等が発注者の過失である場合を除き、受注者は、発注者の指定する日までにこれを良品と交換しなければならない。

2 前項の場合において、受注者が交換に応ずる期間は、検査が完了し、発注者が物品を受領した後1年間とする。

(代金の支払い)

第6条 売買代金の支払いは、検査が完了し、発注者が物品を受領した後受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(履行遅滞における損害金等)

第7条 受注者の責めに帰すべき理由により、納期限までに物品を納入できない場合は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金の額に政府契約の支払遅延防止に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を受注者が発注者に支払うものとする。

(解除等)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が契約書に定める納入期限又は第3条第2項若しくは第5条第1項の規定により、発注者の指定する日までに良品を納入しないとき。
- (2) 受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (3) 受託者又はその役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員との関与があると認められるとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合は、受注者は売買代金の10パーセントに相当する額を発注者に支払うものとする。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者は発注者にその損失の補償を求めることはできない。

(費用負担)

第9条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(補則)

第10条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。